
■ 令和4年度補正 「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・ 充てんインフラ等導入促進補助金」 充電設備 交付申請受付開始のお知らせ

全日本駐車協会事務局

令和5年3月31日より、令和4年度補正「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」充電設備の交付申請の受付が開始されておりますので、お知らせいたします。（一部の事業で申請受付開始時期が異なります。）

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、環境性能に優れたクリーンエネルギー自動車の普及が重要となり、車両の普及と表裏一体にある充電インフラの整備を全国各地で進めることが喫緊の課題になっています。

充電インフラ整備事業は、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の充電設備等の購入費及び工事費を補助するもので、今回補助枠が拡大されております。

なお、前回より駐車場事業者に関わる内容として、次のような補助対象の拡充が行われています。

①商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）の対象に、商業施設との提携の無い時間貸し駐車場が追加されています。

（「目的地充電」とは、移動先での滞在中の駐車時間に行う充電等をいう。）

②マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）については、その対象に月極駐車場が追加されています。

（「基礎充電」とは、電気自動車等の所有者の自宅や事業所、勤務先など、車両の保管場所で行う充電をいう。）

なお、目的地充電と基礎充電の補助率は、機器補助率1/2(上限あり)・工事補助率10/10(上限あり)となっています。

皆さまふるって充電器の導入をご検討ください。

詳しくは「一般社団法人次世代自動車振興センター」のサイトをご覧ください。

一般社団法人次世代自動車振興センター：<http://www.cev-pc.or.jp/>

<お問い合わせ先>

充電インフラ部 令和4年度補正事業コールセンター

03-3548-9100(9：15～12：00／13：00～17：00)(土・日・祝日は休み)

本補助金につきましては、新春駐車場研修会でもご講演いただいておりますので、本誌新春駐車場研修会開催報告をご覧ください。